



医療・介護等支援パッケージ等の申請について

令和8年2月4日

神奈川県健康医療局保健医療部

医療整備・人材課

1 支援の概要 ①

【重点支援地方交付金を活用した支援】

- 医療機関等の光熱費等に対する支援
電気代・ガス代等の高騰による医療機関等の負担を軽減させるため、支援金を支給する。

支援対象者	支援額
病院、有床診療所	1.5万円／床
病院（特別高圧受電者）	1.6万円／床
無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所	3.0万円／施設
施術所（あん摩・はり・きゅう・柔道整復）、歯科技工所	2.1万円／施設

1 支援の概要 ②

【医療・介護等支援パッケージを活用した支援】

- 賃上げ・物価上昇に対する支援：医療機関等における賃上げの取組や物価上昇の影響に対して、支援金を支給する。

<病院>

【基礎的支援】

1床あたり	支援額
賃金分	8.4万円
物価分	11.1万円（※）

※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数（分娩取扱数にあつては3を乗じた数）が800件以上、2,000件以上の病院（救急車受入件数3000件未満に限る）にあつては、それぞれ1施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。

【救急に対応する病院への加算】

1施設あたり	救急車受入件数 1件以上1,000件 未満	救急車受入件数 1,000件以上	救急車受入件数 2,000件以上	救急車受入件数 3,000件以上	救急車受入件数 5,000件以上	救急車受入件数 7,000件以上
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2億円

※1 三次救急病院については、救急受入件数が5,000件未満の場合、上記の各区分の加算を適用せず、1億円を加算する。
5,000件以上の場合、上記の各区分の加算額（1.5億円または2億円）とする。

※2 別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。

（賃金分）対象は、**令和8年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院。**

賃金改善の内容は、原則として、令和7年12月～令和8年5月の間、対象職員のベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

（物価分）加算の判定に用いる件数は、病床機能報告における**令和6年度報告数（R5.4.1～R6.3.31の件数）又は令和7年度報告数（R6.4.1～R7.3.31の件数）のいずれか高い報告数**（精神科救急分を時間に含むことができる）

2 申請受付について

- 県における申請の受付は、**2回に分けて実施。**
- **第1回目**の申請は、
医療・介護等支援パッケージの対象施設（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション）に限定して受け。
- 病院は、
県に対し、「医療機関等物価高騰対応支援金」（重点支援地方交付金）を申請、
国に対し、「病院賃上げ支援事業」・「病院物価支援事業」（医療・介護支援パッケージ）を申請。
- 「**病院賃上げ支援事業**」の交付を受けた病院は、令和8年8月1日までに国に対し、実績報告書を提出。

3 申請受付開始日について（県への申請分）

《第1回》

- 受付期間(予定)：令和8年2月下旬～3月上旬
- 対象施設：病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション
- 申請方法：電子申請のみ
- 周知方法：県のホームページ及び関係団体からの案内により周知予定
(各施設あての個別の申請案内の送付は行わない)

《第2回》

- 受付期間(予定)：令和8年4月中旬～5月中旬
- 対象施設：全施設申請可能
- 申請方法：電子申請または郵送申請
- 周知方法：各施設あてに申請案内を送付予定

国の病院への物価支援・賃上げ支援事業（医療・介護支援パッケージ）の受付時期については、国のホームページをご確認ください。

《制度の周知、申請等の案内》

- 県ホームページ等において、具体的なスケジュールや、様式等が確定し次第、随時掲載・更新する予定

【神奈川県HP】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/f533/2bukkakoutou.html>

【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html